

○羽島市有料広告掲載に関する要綱

平成19年3月26日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保するとともに、身近な生活情報等の提供による市民サービスの向上を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告の掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報紙

イ 市のウェブページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産で、市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広告媒体に関する広告の内容は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。また、広告の表現は、信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この要綱に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(広告掲載の基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載をしない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人の名刺広告

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(8) 市としての公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの

- (9) 前各号に定めるもののほか、広告の内容が適当でないと市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告の範囲に関する基準及び業種別の基準は、別表第1のとおりとする。

(規制業種又は事業者)

第6条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業に類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種で、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (11) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (12) 法律等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の事業者
- (14) 各種法令に違反しているもの
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (16) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの
- (17) 前各号に定めるもののほか、市長が不適当であると認めるもの
- (市のウェブページに関する基準)

第7条 市のウェブページへの広告は、ウェブページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブページの内容についても第5条及び第6条の規定を適用する。

- 2 市のウェブページに広告を掲載するに当たり、その広告表現について遵守すべき

個別の基準は、別表第2のとおりとする。

(屋外広告に関する基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザイン等が、別表第3に規定する項目のいずれかに該当するものは掲載しない。

(広告掲載計画等の審査)

第9条 広告媒体を所管する課長等は、新たに広告掲載を計画するとき、又は計画を変更するときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項について羽島市有料広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）の審査を受けなければならない。ただし、審査会の委員長が緊急を要する又は軽易な計画若しくは計画の変更と認めた場合は、委員に回議して、委員長の決裁を受けることにより、審査会の審査に代えることができるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格及び掲載位置
- (3) 広告の内容
- (4) 広告の予定掲載料
- (5) 広告主の選定方法
- (6) 広告の掲載時期、期間及び回数
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項

(広告の募集方法)

第10条 広告の募集方法は、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、所管する部長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第11条 広告媒体への広告掲載希望者は、羽島市有料広告掲載申込書（別記第1号様式）及び広告案を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第12条 市長は、前条による申込みがあったときは、第5条から第8条までの規定に照らし合わせ、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 広告の規格、掲載位置及び掲載期間等は、市長が指定するものとする。
- 3 前2項の規定により、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を羽島市有料広告掲載決定通知書（別記第2号様式）又は羽島市有料広告非掲載決定通知書（別記第3号様式）により広告掲載希望者に対して通知するものとする。

(広告掲載料及び納入方法)

第13条 広告掲載料は、広告募集の都度、別に定める。

- 2 広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は掲載を一時停止することができる。

- (1) 広告の内容が広告案と著しく相違するとき。
 - (2) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき。
 - (3) 前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市が広告の掲載を適当でないとしたとき。
- 2 前項の規定による広告の掲載を取り消し、又は掲載を一時停止した場合においては、市は、広告主に対し、その賠償の責めを負わない。また、納入された広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納入された広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の還付)

第17条 公益上の理由により、市が広告掲載位置を使用する必要が生じたときその他の広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納入された広告掲載料の全部又は一部を当該広告主に返還する。

(広告主の責任)

第18条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

(審査機関)

第19条 審査会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 企画部長

(2) 副委員長 市長室長

(3) 委員 市長室秘書広報課長、企画部財務課長、総務部管財課長

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じて市職員以外の者を、委員として委嘱することができる。この場合において、市職員以外の委員の任期は、当該案件が終了するまでとする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第20条 委員長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長等を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

5 委員長は、必要と認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第21条 審査会の庶務は、企画部財務課において処理する。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年7月11日告示第95号)

この告示は、平成19年7月11日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第41号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第69号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月11日告示第205号）

この告示は、平成25年11月11日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第67号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月12日告示第121号の2）

この告示は、平成28年5月12日から施行する。

附 則（平成29年8月1日告示第155号）

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1 広告の範囲に関する基準（広告媒体に掲載しないもの）

項目	内容
1 公共性・公益性 の観点から不適切 なもの	(1) 人権侵害、差別及び名誉毀損のおそれがあるもの (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの 不適切な商品又はサービスを提供するもの (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの (4) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの (5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの (6) 宗教団体による布教の推進を主目的とするもの (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、 不安を与えたりするおそれのあるもの (8) 社会的に不適切なもの (9) 国内世論が大きく分かれているもの (10) 国、地方公共団体、その他公共の機関の事業であると誤認 させるおそれのあるもの
2 消費者被害の未 然防止及び拡大防 止の観点から不適 切なもの	(1) 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示や誤認を招くよ うな表現 例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資 料を要する。） (2) 射幸心を著しくあおる表現 例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないと

	いう意味)」等 (3) 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの (4) 虚偽の内容を表示するもの (5) 法令等で認められていない業種、商法、商品 (6) 国家資格等に基づかない者が行う療法等 (7) 責任の所在が明確でないもの (8) 広告の内容が明確でないもの (9) 国、地方公共団体、その他公共の機関が、特定の広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしていると誤認させるおそれがあるもの
3 青少年保護及び健全育成の観点から不適切なもの	(1) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。 (2) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 (3) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現 (4) 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの (5) ギャンブル等を肯定するもの (6) 青少年の人体、精神、教育に有害なもの

2 業種別の基準（広告表示内容等に関する審査基準）

業種別	内容
1 人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
2 語学教室等	(1) 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 例：「1カ月で確実にマスターできる」等
3 学習塾・予備校	(1) 合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基

等（専門学校を含む。）	づいたものとし、実績年も併せて表示する。 (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
4 外国大学の日本校	(1) 次の主旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
5 資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。 「この資格は国家資格ではありません。」 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
6 病院、診療所、助産所	(1) 広告できる事項は、医療法（昭和23年法律第205号）及び関連法令の規定、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。 (2) バナー広告のリンク先である病院等のホームページの内容は、医療法の規制がかかる広告にはあたらないため、前号の規定は適用しない。 (3) 不明な点は、県の医療整備担当課へ確認すること。
7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告でき

	ない。 (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できない。 (4) 不明な点は、県の医療整備担当課へ確認すること。
8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療器具（健康器具、コンタクトレンズ等）	(1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。 (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。 (3) 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。
9 健康食品、保健機能食品、特別用途食品	(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）、薬事法、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。 (2) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。 (3) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。 (4) 広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。
10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	(1) サービス全般（老人保健施設を除く。） ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤

	解を招くような表示はできない。 例：「羽島市事業受託事業者」等 (2) 有料老人ホーム (1)に規定するもののほか、 ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。 イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準」に抵触しないこと。 (3) 有料老人ホーム等の紹介業 ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとする。 イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。
1 1 墓地等	(1) 都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
1 2 不動産事業	(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 (2) 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記するとともに、「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする。 (3) 契約を急がせる表示は掲載しない。 例：「早い者勝ち」「残り戸数あとわずか」等
1 3 弁護士・司法書士・行政書士・税理士・公認会計士等	(1) 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。
1 4 旅行業	(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。ただし、補償

	については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。 (2) 不当表示に注意する。 例：「白夜でない時期の白夜旅行」「行程にない場所の写真」等 (3) その他広告表示について旅行業法（昭和27年法律第239号）及び旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。
1 5 通信販売業	(1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）及び同法施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）の規定に反しないこと。
1 6 雑誌・週刊誌等	(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。 (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。 (4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。 (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
1 7 映画・興行等	(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲

	載しない。 (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。 (5) ショッキングなデザインは使用しない。 (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
1 8 古物商・リサイクルショップ等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。 例：「回収」「引取り」「処理」「処分」「撤去」「廃棄」等
1 9 結婚相談業・交際紹介業	(1) 業界団体に加盟していること。 (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。 (3) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）。
2 0 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
2 1 募金等	(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 次の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」
2 2 質屋・チケット等再販売業	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 例：「〇〇〇のバッグ 5 0, 0 0 0 円」「航空券 東京～福岡 1 5, 0 0 0 円」等 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

2 3 トランクルーム及び貸し収納業者	(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、次の主旨を明確に表示すること。 「当社の〇〇は、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づく“トランクルーム”ではありません。」等
2 4 ダイヤルサービス	(1) “ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。
2 5 ウィークリーマンション等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
2 6 金融商品	(1) 投資信託等 ア 将来の利益が確実又は保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。 イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。 (2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引(FX)等 ア 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記すること。 イ 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。 ウ 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。 (3) その他金融商品 ア 当該金融商品の内容に応じ、本項(1)及び(2)の規定を準用する。
2 7 宝石・宝飾品販売業	(1) 虚偽の表現に注意すること（公正取引委員会に確認の必要あり。）。 例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカ

	一希望価格はない) 等
28 個人輸入代行業等の個人営業広告	(1) 必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。
29 アルコール飲料販売業等	(1) 来成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること 例：「お酒は20歳を過ぎてから」等 (2) 飲酒を誘発するような表現の禁止 例：「お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿」等
30 その他、各業種に共通して注意を要すること	(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等 (2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 (3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。 例：「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります」等 (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話を明示する。携帯電話・PHSは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。 (5) 肖像権・著作権 無断使用がないか確認をする。

別表第2（第7条関係）

1 ウェブページの広告表現について遵守すべき個別の基準

項目	内容
1 禁止する表現	(1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン (2) アラートマーク（「注意」「警告」などの警告を表すもの）

	(3) ラジオボタン (4) テキストボタン（入力できるようにみえるもの） (5) プルダウンメニュー（選択肢があるようにみえるもの） (6) 国、地方公共団体、その他の公共機関のウェブページのコンテンツの一部であるかのように見え、混同するおそれがあるもの (7) GIFアニメーションの使用
--	--

別表第3（第8条関係）

1 屋外広告について遵守すべき個別の基準

項目	内容
1 都市の美観風致を損なうおそれがあるもの	(1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの (3) 美観を損ねるような、過度に鮮明なもの及びくどいもの (4) 景観と著しく違和感があるもの (5) 意味なく、身体の一部を強調するもの (6) 著しくデザイン性の劣るもの (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの (8) 地域ルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの (9) 地区計画、まちづくり協議指針、その他まちづくり又は都市整備のルールにおいて景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの
2 交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれがあるもの	(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの ア 過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあ

るもの

イ 水着姿及び裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの

ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの

エ 絵柄や文字が過密及び過小等により視認性が悪いもの

別記第1号様式(第11条関係)

羽島市有料広告掲載申込書

年 月 日

(あて先)
羽島市長

申込者(住所又は所在地)

(氏名又は名称及び代表者氏名)

(電話番号等)
TEL _____
FAX _____

羽島市有料広告掲載に関する要綱第11条の規定に基づき、広告案を添付して次のとおり
申し込みます。

広告を掲載する媒体	
広告の内容	
掲載の規格等	
広告掲載の期間等	
広告掲載料	金 円(税込み)
その他	

第2号様式(第12条関係)

羽島市有料広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

羽島市長

年 月 日付けで申し込みのありました有料広告の掲載については、次のとおり掲載することとしたので、羽島市有料広告掲載に関する要綱第12条第3項の規定により通知します。

広告掲載申込者 氏名(名称)及び 住所(所在地)	
広告の内容	
広告媒体	
広告掲載の期間等	
広告掲載料	金 円(税込み)
その他	

第3号様式(第12条関係)

羽島市有料広告非掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

羽島市長

年 月 日付けで申し込みのありました有料広告の掲載については、次のとおり掲載しないこととしたので、羽島市有料広告掲載に関する要綱第12条第3項の規定により通知します。

広告掲載申込者氏名(名称)及び住所(所在地)	
広告の内容	
広告媒体	
広告を掲載しないこととした理由	
その他	

別記第 1 号様式（第 1 1 条関係）

第 2 号様式（第 1 2 条関係）

第 3 号様式（第 1 2 条関係）